

○身体障害者更生相談所及び
知的障害者更生相談所について



全国の状況



◇ 身体障害者更生相談所

【調査について】

- ・平成24年7月に高知県地域福祉部障害保健福祉課が全国（政令都市除く）の障害福祉主管課を通して、調査を行った。
- ・47都道府県のうち、42都道府県から回答があり、全60カ所の身体障害者更生相談所のうち、49ヶ所から回答があった。

（１） 組織の設置状況

○他機関との併設は48ヶ所で、単独設置は1ヶ所のみ

- ・ 同一敷地内で組織も一緒の機関
(1) 知的障害者更生相談所 (36ヶ所)
(2) 児童相談所 (16ヶ所) ※うち2ヶ所は一部一緒
(3) 女性相談所 (11ヶ所)
(4) 医療機関 (8ヶ所) ※うち1ヶ所は一部一緒
(5) 保健所 (5ヶ所)
(6) 精神保健福祉センター・福祉事務所 (4ヶ所)
- ・ 同一敷地内にあるが組織は別の機関
(1) 知的障害者更生相談所 (6ヶ所)
(2) 児童相談所 (6ヶ所)
(3) 精神保健福祉センター (6ヶ所)
(4) 医療機関 (6ヶ所)
(5) 女性相談所 (5ヶ所)
(6) 発達障害者支援センター (5ヶ所)



(2) 身体障害者更生相談所の業務



① 相談内容（来所）

○全国の合計

自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	合計
70,793	59,360	27,690	738	1,951	1,306	5,118	166,956
42.4%	35.5%	16.6%	0.4%	1.2%	0.8%	3.1%	100%

※平成23年度福祉行政報告例で報告している数字を回答してもらったもの
(来所には、来所せず書類をもって行ったものも含むこととなっている。)

○高知県

自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	合計
1,945	397	0	0	0	0	19	2,361
82.4%	16.8%	0%	0%	0%	0%	0.8%	100%

・全国の相談内容では、更生医療と補装具が多く、続いて、身体障害者手帳についての相談となっている。

・高知県では、更生相談の相談が8割を超えており、次に補装具となっており、それ以外の相談はほぼないような状況である。

(3) 巡回相談について

① 巡回相談の実施状況（実日数と延べ人数）

実日数	未実施	1～9日	10～29日	30～49日	50～69日	70日～
箇所数	4	11	23	3	4	4
(都道府県名)	静岡(賀茂・西部)・三重・奈良	栃木・静岡(東部・中央)・鳥取(西部)・愛媛・高知・長崎(佐世保)・熊本・大分・鹿児島・沖縄	青森・岩手・秋田・山形・茨城・群馬・埼玉・千葉(東葛飾)・東京・富山・山梨・長野・岐阜・兵庫・鳥取(東部・中央)・鳥根・岡山・徳島・香川・佐賀・長崎(長崎)・宮崎	福島・京都・山口	宮城・神奈川・滋賀・和歌山	北海道・千葉(中央)・大阪・広島

延べ人数	未実施	1～49人	50～99人	100～399人	400～699人	700人～
箇所数	4	13	7	15	6	4
(都道府県名)	静岡(賀茂・西部)・三重・奈良	栃木・富山・静岡(東部・中央)・鳥取(東部・中部・西部)・鳥根・愛媛・高知・長崎(佐世保)・熊本・鹿児島	埼玉・山梨・長野・滋賀・徳島・長崎(長崎)・沖縄	岩手・秋田・山形・茨城・群馬・千葉(東葛飾)・東京・岐阜・京都・和歌山・山口・香川・佐賀・大分・宮崎	北海道・青森・宮城・福島・兵庫・岡山	千葉(中央)・神奈川・大阪・広島

・巡回相談は、回答のあった49ヶ所のうち45ヶ所の9割の身体障害者更生相談所で実施。

・一年間に10～29日間の巡回相談を実施しているところが多い。(平均27.3日)

・巡回相談の実施延べ人数は、100～399人のところが多い。(平均249.5人)

② 巡回相談の相談内容

○全国の合計

自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	合計
835	9,180	1,090	1	59	140	525	11,830
7.1%	77.6%	9.2%	0%	0.5%	1.2%	4.4%	100%

(件)

○高知県

0	8	0	0	0	1	6	15
---	---	---	---	---	---	---	----

(件)

- ・巡回相談の相談内容では、補装具に関するものが8割近くを占めている。
- ・その次には、身体障害者手帳と更生医療の判定が多い。

③ 巡回相談への医師の同行状況

(昨年度、巡回相談を実施した45ヶ所の状況)

- ・毎回同行している (36ヶ所) 80.0%
- ・必要に応じて同行 (6ヶ所) 13.3% ☆高知県
- ・同行なし (3ヶ所) 6.7%



- ・巡回相談への医師の同行状況は、毎回同行している身体障害者更生相談所が8割近くとなっている。

④ 嘱託医の判定の状況

※複数回答あり、※49ヶ所中の割合

- ・更生相談所に嘱託医が来て判定 (40ヶ所) 81.6% ☆高知県
- ・嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定 (15ヶ所) 30.6% ☆高知県
- ・上記以外の場所で判定 (35ヶ所) 71.4% ☆高知県

- ・多くの身体障害者更生相談所で、嘱託医が来て判定を行っている。
- ・嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定を行っているところは、3割程度。(宮城・山形・千葉(東葛飾)・山梨・岐阜・静岡(中央・西部)・滋賀・兵庫・鳥取(3ヶ所)・山口・徳島・高知)
- ・上記以外の場所で判定は、巡回相談の会場での判定や書類判定で嘱託医の医療機関へ職員が持参して判定の場合など。

(参考) 嘱託医の判定の状況と巡回相談の関係について

- ・嘱託医が所属する医療機関で判定を実施している身体障害者更生相談所では、それ以外のところに比べて、巡回相談のニーズが低いと考えられる。

巡回相談	全国平均(巡回相談実施45ヶ所の平均)	嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定を行っている身更相(15ヶ所)の平均	それ以外(30ヶ所)の平均
年間実施回数(日)	27.3日	19.4日	31.2日
年間実施延べ人数(人)	249.5人	148.9人	299.8人

(4) 市町村との連携について



- ① 地域自立支援協議会への参加実施 ☆高知県実施(延べ3回)
・ 14ヶ所 28.6% (平均実施延べ回数：16.9回)
- ② 個別ケース会議への参加実施
・ 15ヶ所 30.6% (平均実施延べ回数：4.4回)
- ③ 市町村職員の研修実施 ☆高知県実施(延べ5回)
・ 46ヶ所 93.9% (平均実施延べ回数：2.7回)
- ④ 市町村ごとの入所施設待機者の状況の把握実施
・ 17ヶ所 34.7%
(実施状況 毎月実施：9ヶ所、3ヶ月に1回実施：2ヶ所、年1回実施：2ヶ所 等)
- ⑤ 入所施設の入所の調整実施
・ 18ヶ所 36.7%
(実施状況(延べ回数) 0~5回：11ヶ所、6~20回：2ヶ所、21回以上：3ヶ所、
その他・随時：2ヶ所 等)

・地域自立支援協議会や個別ケース会議への参加を行っている身体障害者更生相談所は、3割程度。

・市町村職員の研修は、およそ94%の身体障害者更生相談所で実施されているが、研修の延べ実施回数は、年間2回以下のところが7割となっている。

・入所施設の入所待機者の状況の把握を行っているところは17ヶ所で、毎月1回把握しているところは9ヶ所と全体の2割足らずとなっている。
また、入所の調整を行っているところも3割程度となっている。

(5) 身体障害者手帳の認定・交付事務について

- 行っている・・・31ヶ所 (63%)
- 行っていない・・・18ヶ所 (37%) ☆高知県



◇ 知的障害者更生相談所

【調査について】

- ・平成24年7月に高知県地域福祉部障害保健福祉課が全国（政令都市除く）の障害福祉主管課を通して、調査を行った。
- ・47都道府県のうち、42都道府県から回答があり、全67カ所の知的障害者更生相談所のうち、56ヶ所から回答があった。

（１） 組織の設置状況

○他機関との併設は55ヶ所で、単独設置は1ヶ所のみ

- ・ 同一敷地内で組織も一緒の機関
 - (1) 身体障害者更生相談所 (36ヶ所)
 - (2) 児童相談所 (26ヶ所) ※うち2ヶ所は一部一緒
 - (3) 女性相談所 (12ヶ所)
 - (4) 医療機関 (7ヶ所) ※うち1ヶ所は一部一緒
 - (5) 保健所 (6ヶ所)
 - (6) 精神保健福祉センター (5ヶ所)
- ・ 同一敷地内にあるが組織は別の機関
 - (1) 児童相談所 (8ヶ所)
 - (2) 身体障害者更生相談所 (6ヶ所)
 - (3) 精神保健福祉センター (6ヶ所)
 - (4) 女性相談所 (6ヶ所)
 - (5) 保健所 (5ヶ所)
 - (6) 発達障害者支援センター (5ヶ所)



(2) 知的障害者更生相談所の業務



① 相談内容（来所）

○全国の合計

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	合計	(件)
1,517	31	2,078	1,150	5,384	1,229	32,554	8,960	52,903	
2.9%	0.1%	3.9%	2.2%	10.2%	2.3%	61.5%	16.9%	100%	

※平成23年度福祉行政報告例で報告している数字を回答してもらったもの
(来所には、来所せず書類をもって行ったものも含むこととなっている。)

○高知県

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	合計	(件)
3	0	55	0	150	1	274	15	498	
0.6%	0%	11.1%	0%	30.1%	0.2%	55.0%	3.0%	100%	

・全国の相談内容では、療育手帳が6割と多く、生活やその他の相談が続く。

・高知県では、療育手帳の相談が55%と多く、それ以外の相談は生活に関するもの(障害基礎年金等)や職業に関するもの(ハローワークからの障害程度の問い合わせ)などとなっている。

(3) 巡回相談について

① 巡回相談の実施状況（実日数と延べ人数）

実日数	未実施	1～9日	10～29日	30～49日	50～69日	70日～	不明
箇所数	1	3	23	7	6	15	1
(都道府県名)	静岡(西部)	山梨・静岡(中央)・高知	山形(山形・庄内)・群馬・千葉(東葛飾)・東京・神奈川・静岡(賀茂・東部)・奈良・鳥取(中部・西部)・岡山(津山)・山口・佐賀・長崎(長崎・佐世保)・熊本・宮崎(中央・北部・南部)・鹿児島(鹿児島・大島)・沖縄	岩手・福島・滋賀・鳥取(東部)・岡山(本所・倉敷)・愛媛	青森・宮城・栃木・富山・兵庫・大分	北海道・秋田・茨城・埼玉・千葉(中央)・長野・岐阜・静岡(富士)・三重・京都・和歌山・鳥根・広島・徳島・香川	大阪
延べ人数	未実施	1～49人	50～99人	100～399人	400～699人	700人～	
箇所数	1	11	8	26	5	5	
(都道府県名)	静岡(西部)	千葉(東葛飾)・静岡(賀茂)・静岡(中央)・鳥取(東部・中部・西部)・岡山(津山)・高知・宮崎(中央・北部)・鹿児島(大島)	山形(庄内)・山梨・静岡(富士)・岡山(本所)・佐賀・長崎(長崎・佐世保)・宮崎(南部)	青森・岩手・宮城・秋田・山形(山形)・福島・群馬・千葉(中央)・東京・神奈川・富山・長野・静岡(東部)・滋賀・京都・兵庫・奈良・鳥根・岡山(倉敷)・広島・山口・香川・熊本・大分・鹿児島(鹿児島)・沖縄	栃木・埼玉・岐阜・徳島・愛媛	北海道・茨城・三重・大阪・和歌山	

・巡回相談は、回答のあったほとんどの知的障害者更生相談所で実施。
・一年間に10～29日間の巡回相談を実施しているところが多い。(平均54.1日)
・巡回相談の実施延べ人数は、100～399人のところが多い。(平均232.5人)

② 巡回相談の相談内容

○全国の合計

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	合計
425	7	219	227	1,263	556	11,991	800	15,488 (件)
2.7%	0%	1.4%	1.5%	8.2%	3.6%	77.4%	5.2%	100%

○高知県

2	0	0	0	1	0	5	0	8 (件)
---	---	---	---	---	---	---	---	-------

・巡回相談の相談内容では、療育手帳に関するものが8割近くを占めている。

③ 巡回相談への医師の同行状況

※昨年度、巡回相談を実施した55ヶ所の状況

- ・ 毎回同行している (4 ヶ所) 7.3%
- ・ 必要に応じて同行 (13 ヶ所) 23.6% ☆高知県
- ・ 同行なし (34 ヶ所) 61.8%



・巡回相談への医師の同行状況は、同行していない知的障害者更生相談所が6割で、必要に応じて同行が約2割となっている。

④ 嘱託医の判定の状況

※複数回答、※嘱託医がいる更生相談所52ヶ所中の割合

- ・ 更生相談所に嘱託医が来て判定 (45 ヶ所) 86.5% ☆高知県
- ・ 嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定 (10 ヶ所) 19.2% ☆高知県
- ・ 上記以外の場所で判定 (16 ヶ所) 30.8% ☆高知県



・多くの知的障害者更生相談所で、嘱託医が来て判定を行っている。
 ・嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定を行っているところは、2割程度。
 (茨城・千葉(中央・東葛飾)・静岡(賀茂)・京都・鳥取(西部)・高知・宮崎(北部・南部)・鹿児島(大島))
 ・上記以外の場所で判定は、巡回相談の会場や在宅訪問での判定など。

(4) 市町村との連携について

- ① 地域自立支援協議会への参加実施 ☆高知県実施(延べ3回)
・ 22ヶ所 39.3% (平均実施延べ回数：15.0回)
- ② 個別ケース会議への参加実施
・ 25ヶ所 44.6% (平均実施延べ回数：33.6回)
- ③ 市町村職員の研修実施 ☆高知県実施(延べ5回)
・ 42ヶ所 75.0% (平均実施延べ回数：1.9回)
- ④ 市町村ごとの入所施設待機者の状況の把握実施
・ 12ヶ所 21.4%
(実施状況 毎月実施：8ヶ所、3ヶ月に1回実施：1ヶ所、
年1回実施：1ヶ所、年2回実施：2ヶ所 等)
- ⑤ 入所施設の入所の調整実施
・ 16ヶ所 28.6%
(実施状況(延べ回数) 0~5回：10ヶ所、6~20回：2ヶ所、21回以上：3ヶ所、
その他・随時：1ヶ所 等)



・地域自立支援協議会や個別ケース会議への参加を行っている知的障害者更生相談所は、4割前後で、身体障害者更生相談所より参加率が少し高くなっている。

・市町村職員の研修は、およそ75%の知的障害者更生相談所で実施されている。

・入所施設の入所待機者の状況の把握を行っているところは12ヶ所と全体の約2割となっており、毎月1回把握しているところはそのうち8ヶ所となっている。
また、入所の調整を行っているところも3割程度となっている。

(5) 療育手帳の交付事務について

- 行っている・・・42ヶ所 (75%)
- 行っていない・・・14ヶ所 (25%) ☆高知県

(6) 療育手帳の確認の期間について

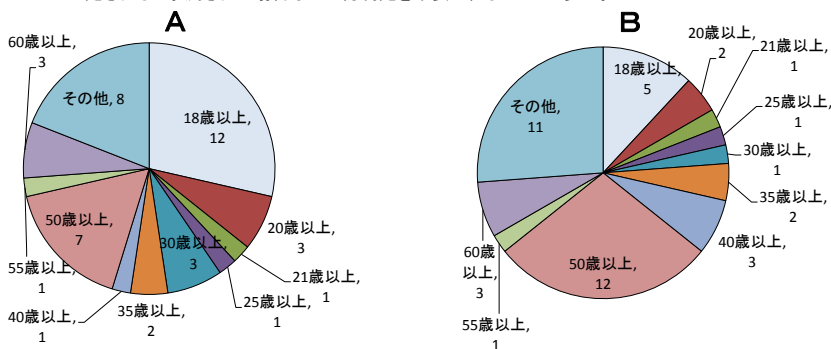
① 再判定が不要となる年齢別の都道府県数

A	18歳以上	20歳以上	21歳以上	25歳以上	30歳以上	35歳以上
	12	3	1	1	3	2
北海道・青森・岩手・宮城・秋田・福島・東京・長野・三重・兵庫・広島・大分	群馬・香川・高知	熊本	和歌山	栃木・滋賀・宮崎	長崎・鹿児島	
40歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	その他		
1	7	1	3	8		
沖縄	千葉・富山・島根・岡山・徳島・愛媛・佐賀	鳥取	岐阜・大阪・奈良	山形・茨城・埼玉・神奈川・山梨・静岡・京都・山口		
B	18歳以上	20歳以上	21歳以上	25歳以上	30歳以上	35歳以上
	5	2	1	1	1	2
青森・福島・東京・長野・広島	群馬・高知	熊本	和歌山	栃木	長崎・鹿児島	
40歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	その他		
3	12	1	3	11		
山梨・大分・宮崎	北海道・岩手・秋田・千葉・富山・三重・滋賀・島根・岡山・徳島・香川・佐賀	鳥取	岐阜・大阪・奈良	宮城・山形・茨城・埼玉・埼玉・神奈川・静岡・京都・兵庫・山口・愛媛・沖縄		

※ 原則として、再判定が不要となる年齢が定められているものを抜き出したものです。実際には、時期判定までの年数により、再判定不要となる年齢とは異なる場合があります。 ※H24.7障害保健福祉課全国調査(回答42県)

○その他…A: ○年あるいは再判定不要といったところや障害の程度が固定されると予測された場合や同じ結果が何度か継続したら、その後の判定は不要とするなどといった場合。また、最重度や重心の場合は再判定は不要としている場合などもある。

B: 原則5年や10年等に一回としたものや、○年あるいは再判定不要といった場合。また、程度が固定されると予測された場合などに再判定を不要とするところが多い。



- ・障害程度がA(最重度・重度)と判定された方の再判定については、18歳以上で不要としているところが3割程度と多く、続いて、50歳以上で不要としているところが約17%となっている。
- ・障害程度がB(中度・軽度)と判定された方の再判定については、50歳以上で不要としているところが3割程度と多く、他は18歳以上が多くなっている。
- ・障害程度がAよりBの方が期間が短縮しているところや再判定が不要になる年齢が上になっているところは、13とおおよそ全体の三分の一となっている。
- ・A(最重度・重度)とB(中度・軽度)ともにほぼ同じ基準で再判定を行っているのは、17都府県で、ともに原則として18歳以上の再判定が不要となっているのは、5都県となっている。

身体障害者更生相談所及び
知的障害者更生相談所の
今後の方向性(たたき台)



障害者更生相談所の今後の方向性（たたき台）

- 障害のある方の福祉については、市町村が障害者自立支援法などに基づき、相談支援をはじめ、障害福祉サービスや更生医療、補装具の給付などの直接的な支援業務を担うとともに、自立支援協議会を中心に、地域のニーズに応じたサービスの調整や社会資源の改善・開発、相談支援の充実などに取り組むことが求められている。
- 一方、障害者更生相談所は、専門的な知識や技術を必要とする相談や更生医療、補装具、療育手帳などの判定を行うとともに、市町村が第一義的な相談窓口として機能を発揮できるよう、専門的な技術的支援や情報提供をはじめ、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修などを行うことが求められている。
- 国が障害者更生相談所の具体的な運営について定めた「身体障害者更生相談所の設置運営基準」及び「知的障害者更生相談所の設置運営基準」は、福祉サービスの仕組みが措置制度から支援費制度へ移行した平成15年に制定されている。

- しかしながら、その後、平成18年に障害者自立支援法が施行され、相談支援の仕組みをはじめ、障害福祉サービスの体系や利用手続き等も大きく見直しされたが、障害者更生相談所の設置運営基準は改正されないまま現在に至っている。

また、この間、国において障害者更生相談所のあり方に関する議論も行われていない。

- 全国の障害者更生相談所の状況をみると、各相談所によって差はあるものの、全体としては、更生医療や補装具、療育手帳の判定に関する業務が、業務の大半を占めており、高知県の相談所においても、同様となっている。
- このような状況を踏まえた、障害者更生相談所の今後の方向性（たたき台）は、次のとおり。



【今後の方向性(案):共通事項】



- 障害者更生相談所は、専門相談機関として、市町村が適切な支援業務を遂行できるよう、最新かつ専門的な知識の修得や技術の研鑽と蓄積を図り、適切な援助、助言を行う必要がある。
- また、専門相談機関として、障害のある方の状況やニーズを把握するとともに、関係機関の取り組みなどの情報を広く収集し、利用者や市町村に対して、積極的に情報提供することが必要である。
- あわせて、巡回相談については、本県の地理的条件や相談者の利便性を考慮したうえで、市町村等の関係機関と十分に連携を図り、ニーズに応じて、実施時期や場所、回数等の検討を行い、適切に実施できるようにする必要がある。



【今後の方向性(案):身体障害者更生相談所】

- 補装具は、身体に障害のある方にとって、能力の向上や、自立と社会参加に大きく影響するものであることから、福祉用具の研究や進歩について常に情報を把握し、利用者の個別のニーズに応じて、最新最適な情報を提供するとともに、交付にかかる判定期間の短縮に努める必要がある。
また、補装具交付後においても、利用者のニーズに応じて専門的にフォローを行う必要がある。



【今後の方向性(案):知的障害者更生相談所】

- 療育手帳については、療育福祉センターの中央児童相談所障害児部門の機能が中央児童相談所に統合された後は、18歳を境として、判定機関が中央児童相談所から知的障害者更生相談所に移ることとなるので、障害のある方の年齢に関わらず一貫した支援体制を確保するため、中央児童相談所との緊密な連携と情報の共有を十分に図る必要がある。

■ また、療育手帳の判定については、現在、申請の増加等により、判定日の予約が1～3か月後になるなど時間を要しているが、必要な福祉サービスの利用のためにも迅速な対応が求められており、判定期間の短縮に努めることが必要である。

【今後の検討課題】

☆ 現在、障害保健福祉課で行っている身体障害者手帳の認定・交付事務及び療育手帳の交付事務については、障害のある方の状況やニーズを把握する直接的な機会となるとともに、手帳交付までの期間短縮にもつながることから、障害者更生相談所で行うことを検討することが必要ではないか。

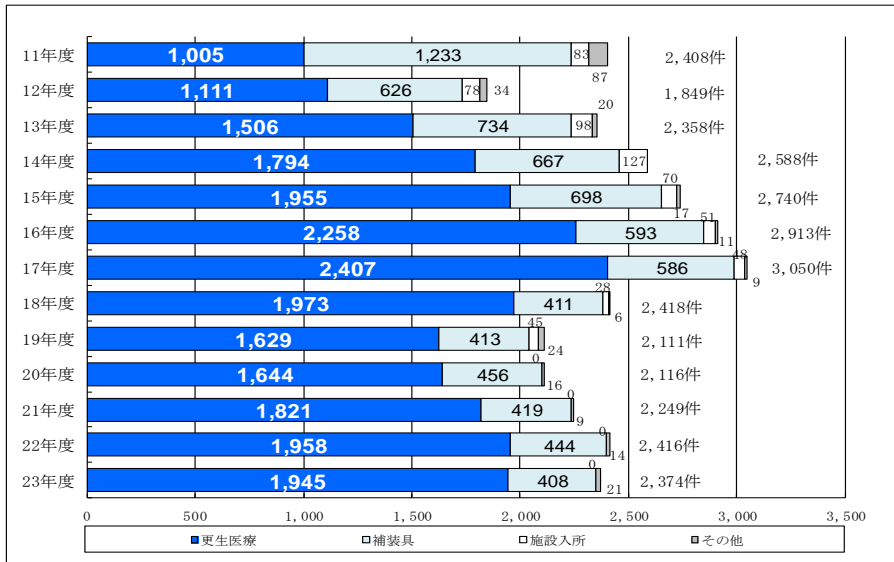


○参考資料

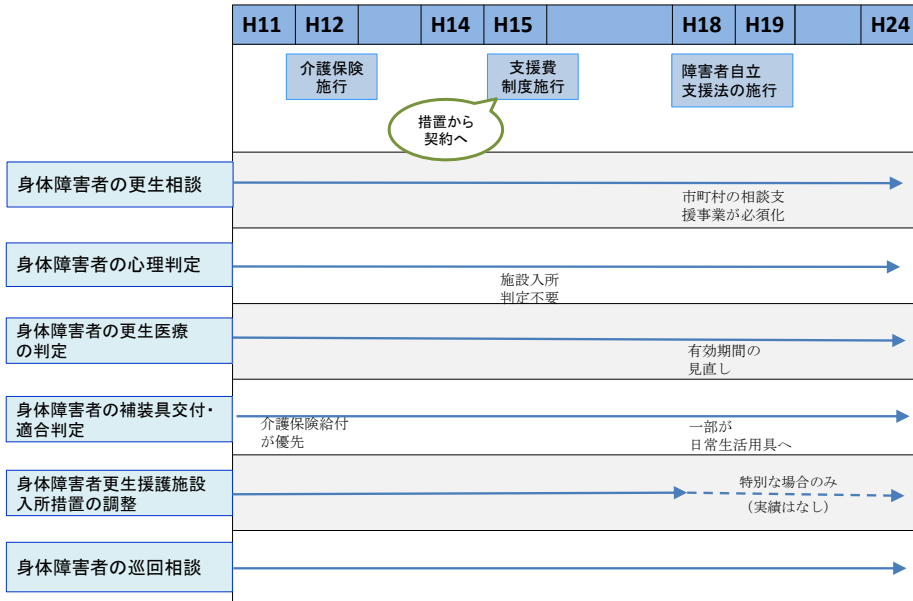
1. 身体障害者更生相談所

1. 年度別推移(相談内容別)

※療育福祉センター業務概要から



2. 療育福祉センター(身体障害者更生相談所)の業務の変遷



3. 巡回相談年度別推移(相談内容別)

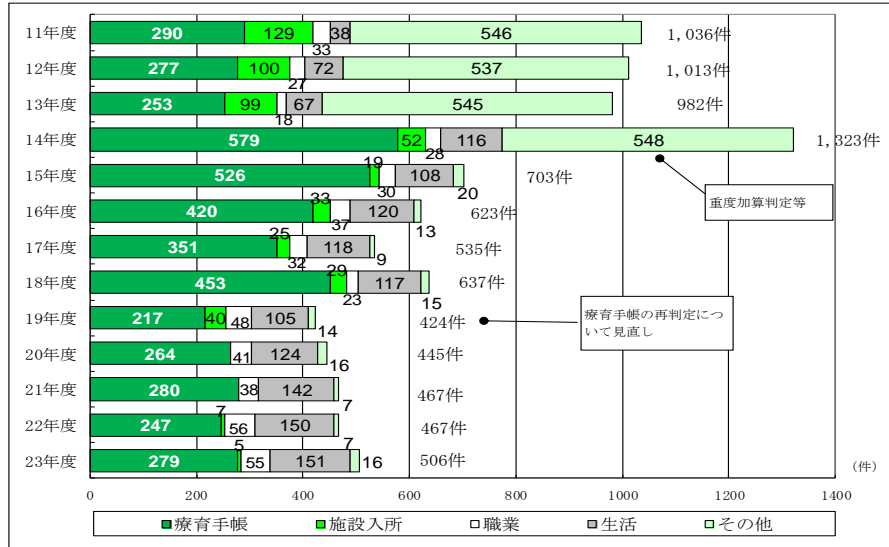
※療育福祉センター業務概要から

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補装具	14			0	8	9	1	7	3	8	6	9	11
手帳	35	1			2		1						
施設入所						1							
その他	2	13	10	0	6	8	4	6	23	10	1	0	2
計	51	14	10	0	16	18	6	13	26	18	7	9	13

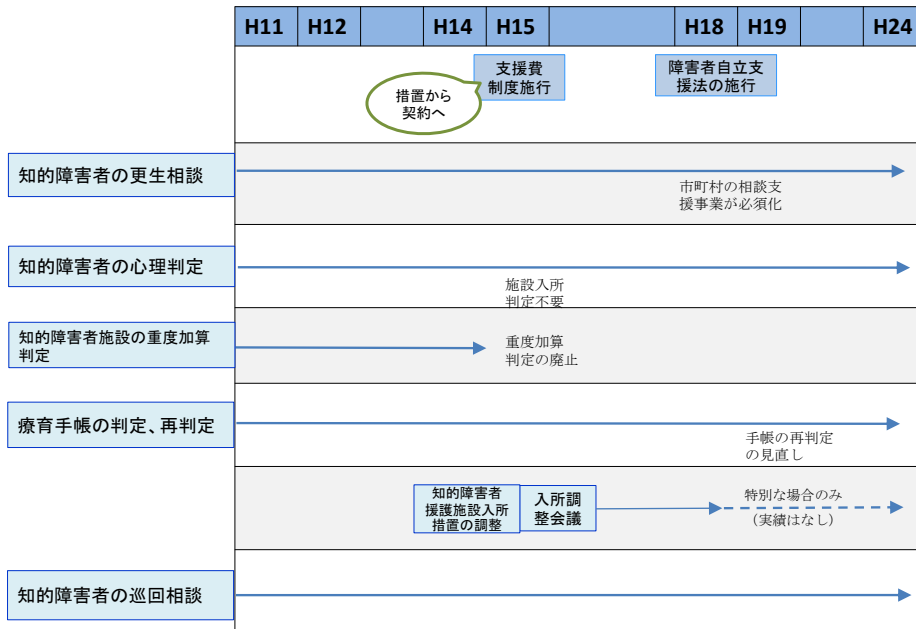
2. 知的障害者更生相談所

1. 年度別推移(相談内容別)

※療育福祉センター業務概要から



2. 療育福祉センター(知的障害者更生相談所)の業務の変遷



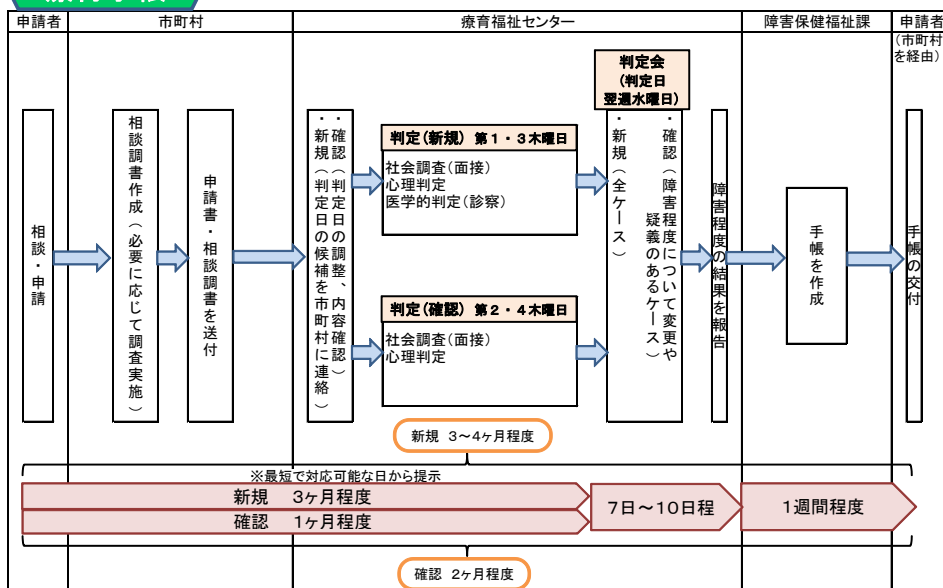
3. 巡回相談年度別推移(相談内容別)

※療育福祉センター業務概要から

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
療育手帳	21	17	25	92	90	54	33	94	15	7	5	6	5
施設	10	1	3										2
その他	10	1										4	1
計	41	19	28	92	90	54	33	94	15	7	5	10	8

3. 主な判定業務の流れ

療育手帳



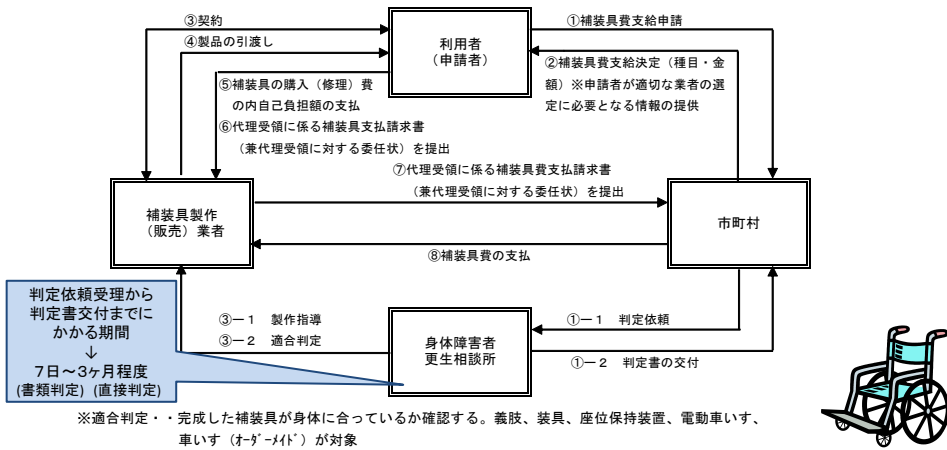
補装具

- 身体障害者・児の失われた身体機能を補完又は代替する用具で、職業上その他日常生活での能率の向上を目的として支給。

(補装具例)

肢体不自由関係: 装具、車いす(オーダーメイド)、電動車いす、義肢、座位保持装置等
聴覚障害: 補聴器

●支給のしくみ(代理受領方式の場合)



更生医療

- 日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療

(給付内容例)

心臓障害: スtent留置術、冠動脈形成術、ペースメーカー 等
腎臓障害: 人工透析、抗免疫療法 等



【更生医療の事務の流れ】

